

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 川崎市川崎区扇町6番1号
氏名 早来工営株式会社
代表取締役 小松 稔明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬

許可の年月日 平成28年 3月30日
許可の有効年月日 平成35年 3月29日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月30日	新規許可
平成18年 3月30日	更新許可
平成23年 3月30日	更新許可
平成30年 7月25日	事業範囲の表記変更による書換

5. 積替え許可の有無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有